

# ローエイシア ニューズレター

No.32 (2015年9月)

日本ローエイシア友好協会

## 第28回ローエイシア・シドニー大会への期待



日本ローエイシア友好協会会長  
原 田 明 夫

今年のローエイシア (LAWASIA) 大会は、来る11月6日から9日まで、オーストラリアの風光明媚な大都市シドニーで開催される。

ローエイシアは、1966年に同国の首都キャンベラで、アジア・太平洋地域の法律家が相互の理解・友情・協力を深め、法を通して、この地域の社会的・経済的進歩・向上に貢献する目的で創設されてからほぼ半世紀を迎える。この間、我が国では、弁護士や法律学者ら多くの先人の努力で1970年に日本ローエイシア協会が創立され、発足間もない頃から本部の計画に協力し、1994年には現在の「友好協会」に改組して、この地域における複雑な政治情勢の変転を乗り越えて、「法による問題・紛争の予防・解決」を実現するための活動に協力してきた。当友好協会は、ローエイシアに団体として所属して活動に参加するほか、ローエイシアに個人として参加している個人会員の友会的な役割を期待されている。そして、当協会の会員は、狭義の「法曹」だけではなく、当協会の趣旨に賛同して事業に参加・協力することを希望する個人又は法人その他の団体とされている。この会員たる要件により、当協会には、弁護士、裁判官、検察官のみならず、法学者、公証人、企業その他の団体が参加できる仕掛けになっており、極めてユニークな会員構成になっている。すなわち、本協会の活動の場であるローエイシアは、わが国の法律実務家・法律学者を問わず、およそ「法による平和と紛争の予防・解決」に関心ある幅広い範囲の専門家が協力して、アジアの平和と安全、社会的・経済的発展の下支えに寄与する場になりうることを意味している。

ローエイシアの本部大会は、当初は隔年に参加国の回

り持ちで開催されてきたが、近年では毎年秋に開催され、隔年にアジア太平洋地域の最高裁長官会議が合わせて開催され、今年のシドニー大会もその年に当たる。我が国は、2003年大会を東京に招致して以来、再度招致する機会がなかったが、現在ローエイシア本部会長を鈴木五十三弁護士が務めている機会をとらえて、2017年の大会を再び我が国で開催すべく、招致のための準備が進められている。

前回の2003年大会以来、日本弁護士連合会が、日本法律家協会と日本ローエイシア友好協会と並んで、ローエイシア本部に団体として加盟されたことから、最近の大会には、日弁連事務局の国際担当の皆さんの協力で、大会のプログラムのスピーカーなどとして参加する弁護士会員の他、各地の弁護士会から若手弁護士の参加を応援していただくなど、積極的な活動を展開されている。

世界の諸情勢の激変の中、アジア・太平洋地域であっても、次第にエネルギーの確保と地球環境の保全等が絶対的の死活命題となることは明らかであり、自国だけ良ければという発想は許されず、共通の利害から来る共同目的を共に前向きに実現する協働作業が是非とも必要となる。日本は、その地政学的位置関係からして、二度と悲惨な戦争を起さず、巻き込まれないようにするためにも、「対決と排他」の原理ではなく、「和解と包摂」の原理によるのでなければならないと痛感する。このような観点からも、ローエイシアに連なる活動を活性化し、「法によるアジア・太平洋地域の平和と安定」のために何がしかの寄与が出来るよう共に努力したいと願い、今回のシドニー大会にも、多くの会員各位のご参加を期待している。

## 何のための「招致」か



前日本弁護士連合会会長  
山 岸 憲 司

国際会議を招致し、企画・準備・開催し、盛会の裡にスケジュールを閉じるまでの関係者の苦労は、役員から事務局の一人一人に至るまで、並大抵なものではない。

やり遂げた後の達成感はあるとしても、それまでの苦労はあまりに大きい。

それをなぜ「招致」するのか。大きな大会を無事にやり終えて評価され達成感を味わうこと、それ自体が目的ではないことは当然として、「なぜ」が問われなければならない。

そのような大会のホスト国になることにより、それを跳躍台として、多くの人が大きく「ジャンプ」することであると思うが、どんなジャンプをするのか。

世界各国の法律家と、「法の支配」についての議論を深め、共有化し、ボダレスの人権課題についても商取引の解決についても学び合う、実践的なセッションにより情報交換をし、実務に直結する研修をし、関係者のレベルアップを図る、そのような分野で活躍する人間をより多く育てていく、とりわけ若い世代の活躍の契機とする、そのようにして我が国の法曹関係者、法律実務家の多くに、諸外国に太刀打ちできる「国際化」を迫る、そんな成果をあげるものではないからではないのであろう。

オリンピックレガシイ (legacy=遺産) という言葉がある。大きな大会を開催した後は、インフラの整備、リニューアル等だけでなく、様々な文化的遺産、次の時代に向かっての国民の意欲を盛り上げる機運、そういった多くの遺産を残すとされ、それが、巨額の税金を投入してでも招致する理由の一つ

である。

今回のローエイシア東京大会の招致・開催が、どのような目的を持って、何を目指して実行され、どのような成果を上げていくのか。どのようなレガシイを残すのか。

自らはドメスティックな弁護士であり、内なる国際化を実践してこれなかった弁護士である私が、ローエイシア東京大会の招致委員会委員長をお引受けすることは躊躇があったが、中国、韓国の法律家たちの国際化に向けたエネルギーな取り組みとの比較における我が国の法律家の遅れに苛立ってきたことから、腰の重い日本の法曹に喝を入れたい気持ちもありお引き受けすることにした。

国際人権に、あるいは国際取引に、あるいは国内における外国人に対するリーガルサービスの提供に多少なりとも関りを持つ人たちはいる。

どうして、もっと意欲的に取り組まないのか、どうして、もっと積極的に外に出ていかないのか、どうして、もっと広がりを見せないのか、どうして、もっと高みを目指さないのか、そんな私の思いを払拭し、「ローエイシア東京大会の準備段階から、そしてその後、若い法曹の、あるいは法務分野で活躍する様々な人たちの意欲が飛躍的に大きくなったね、国際化に対応する活動が活発化し、レガシイとして残ったね。」と喜び合う日が来ることを期待している。

これから、多くの人たちの準備活動への参加が得られることを、また、寄付金募集のお願いに多くの人たちの協力が得られることを期待し、成功に向けて、ローエイシア友好協会の皆様がその誇りにかけて積極的な活動をされるよう願うものである。

## 2003年大会から2017年大会へ



日本ローエイシア友好協会副会長  
元ローエイシア会長

小 杉 丈 夫

2003年東京大会では、私は三ヶ月章組織委員長の下で、執行委員長を務めた。2003年大会は、三ヶ月先生の類稀れな統率力と、カリスマ性によって成し遂げられた大会だった。實際上、日弁連不在（日弁連の加盟は直前の2002年）の中、三ヶ月先生は団体会員である日本法律家協会（日法協）と、個人会員主体に構成される当友好協会だけでは、到底、このような大きな大会を受け切れないと考えられ、大会組織委員会自体を主催者として、学者、会社法務部員を含むすべての法律家、経済界にも呼びかけられて、オールジャパンで大会を実現させようと考えられた。民事訴訟法学者、法務省顧問、弁護士など、御自身のあらゆる肩書、人脈を活用されて、組織委員会とバックアップ体制を作り上げられた。1998年には、経団連会館にビジネス・ロー・コンフェレンスを招致して、2003年大会の予行演習を試みるなど、その準備は周到だった。そして、2003年大会は、皇太子殿下、妃殿下の御臨席の下挙行された開会式に始まり、大会後、三ヶ月先生が空前絶後と自賛された大成功を収めたのであった。

2017年大会は、1975年、2003年に続いて、日本が招致主催する3度目のローエイシア大会である。そして、2003年大会と同じく最高裁が招致するアジア・太平洋最高裁長官会議と同時並行で開催される。日本の法律家にとって大切な国際会議である。とりわけ、今回は、日弁連が主催する初めてのローエイシア大会になる。

2003年大会以降、アジア太平洋地域の情勢は大き

く変貌した。多くの国が経済成長を果し、アセアンの台頭に見られるように、人、物、金の国境を越えた移動が活発になった。そのことが、各国の法律状況や法律家の活動に大きな影響を及ぼしている。とりわけ、目を引くのが、新興国の若い法律家の国境を越える活動の活発化と、そこから生まれる熱気である。それに引換え日本は、一部法律家のアジア進出などの動きが見られるものの、未だ旧態然で、内向き指向、停滞感が否めない。2017年大会は、日本の法律家にとっては、閉された社会から抜け出し、アジア・太平洋地域と協働し、飛躍するためのチャンスと思う。

アジア・太平洋地域には、未だに多くの問題が山積している。司法や公務員の腐敗、環境の悪化、子どもの誘拐、等々、地域の法律家が理念と目標を共有し、手を携えて解決しなければならない課題は数多く、また、日々新しい問題も発生している。法の支配を基本とする合理的で公正な社会を、そして平和をこの地域に構築するため、地域の人々と協働するということは、やり甲斐のある仕事である。

日本の法律家がアジア・太平洋地域の法律家コミュニティに積極的に参加し、リーダーシップを取ることが、地域の法律家からも求められているのである。多くの方々が参加されて、地域の法律家達と共に働くことの大切さと、そうすることから生まれる喜びを実感してほしい。若い力を結集して新しいオールジャパン体制を作り上げ、何としても2017年大会を成功させたいと思う。

## シドニー大会に行こう



ローエイシア会長  
鈴木 五十三

### シドニープログラム

ローエイシア第28回年次大会は、本年の11月6日(金)から9日(月)までの4日間、オーストラリア シドニーで、シドニーヒルトンホテルを会場として開催される。「アジア太平洋地域—越境の法とその実務」を大会テーマとする。ビジネス法から家族・人権法、あるいは、紛争解決から弁護士業務の独立の保障を含む様々な分野での各国・法域における法の発展とともに、法、法律家、そして社会の中でこの地域の法律家が直面する課題を越境的視点から取り上げる。

プログラムの概略は、第1日は、夕刻の開会式とカクテルパーティーである。第2日、第3日、第4日の各朝は、基調報告で始まり、これに引き続いて各テーマ別のセッション(分科会)が開催されスピーカーからの報告とフロアからの発言に基づく意見交換が行われる。8つの基調報告と20のセッションが予定されている。カンファランスディナーは、第3日。第4日は、昼食会を経て閉会式となる。

### 日本からの参加

今回のプログラムでは、日本からは、友好協会の原田会長、日弁連の関連委員会からの推薦者を含む10名がスピーカーとして参加することが予定されている。「テロリズムと法執行」「国際取引の越境的法律問題」「ビジネス、人権と法律家」「投資協定仲裁(ISDS)の賛否とアジア太平洋地域」「越境的M&A

と個人情報・プライバシー」「家族崩壊における越境的法律問題とその救済」「雇用法—発展の各様とその挑戦」などのセッションでのプレゼンテーションである。

### 長官会議

ローエイシアでは、2年毎の年次大会に並行してアジア太平洋最高裁判所長官会議が開催されることになっており、本年は、開催年にあたる。年次大会の第1日と第4日に、長官スピーチが予定されるとともに、第4日は、各国長官を交えての大会参加者の昼食会が予定されている。

前回の長官会議は、シンガポール大会の際に開かれた。開会式でスピーチしたシンガポールのメノン長官は、国際商事仲裁の発展史と法システム間の調整の必要を訴え、これらの調和を実現する試みの一つとして国際商事仲裁裁判所開設のために努力することを表明した。それから一年後の本年には同裁判所をスタートさせたシンガポールの動きには、目を見張るものがあった。裁判官には、外国法律家も含まれ、日本からは谷口安平京都大学名誉教授が選任されている。

### アジア太平洋地域の課題に就いて

アジア太平洋地域では、仲裁・ADRによる越境事案を対象とした紛争解決制度の確保が焦眉の急な課題として意識されている。シンガポール、マレーシア、香港などが国際商事仲裁の地域センターとし

て仲裁機関の整備と利用の拡大に向けて活発な活動を展開している。他方、経済成長の原動力の一つである外国投資家による対内投資を促進するとの観点からも、アセアンを中心とする中小新興国において、そうした制度の導入と整備の必要性が強く認識されている。そして、仲裁・ADRには、その存在を支援し実行性を確保する司法の役割が欠かせない。法の支配を通じて、法的インフラの整備とその正統性が実現されなければならないという点については、成長途上にある中小新興国においても理解がすすんでいる。そして、実際に、法の支配の担い手である裁判官・弁護士の独立をいかに実現するかが、この地域で直面しているほぼ日常的な課題である。廉潔司法の保障による裁判制度への信頼の確保とともに、弁護士の独立の保障も強く求められている。特に、弁護士は、紛争当事者の代理という特別な役割を担うが、そのことの故に当事者本人と同視されることなく、その活動の独立性が脅かされることのないようにする必要がある。今大会では、オーストラリア連邦最高裁判所長官による仲裁についてのスピーチと、マレーシア弁護士会とスリランカ弁護士会の前会長による弁護士の独立を求める活動についての報告も予定されている。

## ISDS

仲裁に関連して、投資協定仲裁 (ISDS) に関する議論の活発化も、TPPを巡る論点としてだけでなく、外国投資の受入側、投資側双方にとってのあるべき紛争解決制度を構想する努力の現れともいえる。オーストラリアは、前労働党政権において、これに反対し、ISDS条項の廃止を訴えていた。フィリップモリス社のたばこ表示規制に対するオーストラリア政府提訴も背景にあった。今回は、ISDSの賛否をめぐるセッションも予定されている。ローエイシアは、政治論争を法律論争に、論争を対話に、論点の対立を深めるよりも狭めることを目指して、この火中の問題に法的にアプローチしようというものである。

## シドニー

シドニーは、オリンピック開催を経て、都市の機能が現代化したが、その景観は、海洋的で、のびのびとした開放感を、一層強く印象づけている。オー

ストラリアは、1929年以来、経済恐慌を経験していない。エネルギーは、すべて自然資源に頼ることができる。将来に向けて問題があるとすれば資源依存国として製造業の成長がないことだといわれている。法制度的には、コモンロー系であり、司法は、連邦制度である。弁護士の中には、QC称号のバリスターもいて、イギリス法とその伝統への帰属感も強い。2008年の統計になるが、オーストラリアには約10000人の弁護士が存在し、年間180億AUS (約1兆4000億円) の所得を生み出していると報告されている。人口約2200万人の国である。

アジア太平洋地域の法律家の活動を考えるとき、オーストラリアの役割を考慮することは重要である。アジアの成長がアセアンを中心に伸びつつあるが、その10か国の内、シンガポール、マレーシア、フィリピンは、コモンロー系であり英語を使用する。さらに、南アジアのインド、スリランカ、パキスタン、バングラデシュなどもほぼ同様な法文化を背景としている。日本の法整備支援は、ベトナム、カンボジア、ラオス、タイなどシビルロー系の国を中心に行われている。他方、これらコモンロー系諸国への支援にあたっては、オーストラリアとの連携も重要な要素であると思われる。アジア太平洋地域へのアプローチにおいて、そこでの活動を、法文化を通じて理解するとき、日本の置かれた地位を相対化しその活動をもっとも有効に発揮するためにもオーストラリアの位置づけとその重要性の認識を欠くことはできないと思う。

## 2017年大会

なお、2016年は、スリランカ コロンボで年次大会が予定されており、2017年には、東京が開催地に決定される予定である。東京大会招致委員会の活動とこれからをめぐっては、本だよりの別稿で明らかにされているところであるが、2017年大会はアジア太平洋地域における日本の弁護士、法律家の活動にとって重要なジャンプ台となるとされた山岸招致委員会委員長のメッセージは、現在の日本の法律家の置かれた状況を見据えての、檄文であるとも思える。2017年をジャンプとすれば、スリランカ大会は、ステップ、今年のシドニー大会は、ホップである。

皆様、是非、シドニーにお越しください。

## 2003年大会から2017年大会へ



日本ローエイシア友好協会家族法部会  
副部長

大谷 美紀子

私が初めてローエイシアのことを知ったのは、弁護士になって4、5年目の頃であった。当時、日本女性法律家協会の会長でおられた故野田愛子先生からローエイシアのことを伺い、興味を持った。当時、野田先生は、日本ローエイシア友好協会の家族法部会の部長もしておられ、1年に数回、家族や子ども、アジアに関する様々な法分野のゲストスピーカーを招いてお話を伺う研究会を開催しておられた。私は、このような機会でもなければ、直接お話することもできないような大先輩の弁護士や裁判官と一緒に、サロンのようななごやかな雰囲気の中、お食事をいただき、ゲストの中身の濃いお話をうかがい、大先輩の方々が質問をされるのをお聞きするのがとても楽しく、いつも出席させていただいていた。

そのローエイシアの大会（当時は、まだ隔年開催だった）が、2003年に東京で開催されることになり、私は、日本女性法律家協会の役員として、お手伝いさせていただくことになった。具体的には、日本女性法律家協会が提案して採用された「司法とジェンダー」のセッションの企画・準備のほか、日本の最高裁女性裁判官を含む各国の女性裁判官をお招きして、女性法曹の昼食会の企画・準備・運営にも携わらせていただいた。その他、私は、「アジア・太平洋地域における涉外家事紛争への取り組み」のセッションでスピーカーとして報告させていただいた。

私にとって、本格的な国際会議の企画準備段階から運営まで関わらせていただいたのも、また、スピーカーとして報告をさせていただいたのも、ローエイシア2003年東京大会が初めてのことであり、2003年大会の思い出を書き始めればきりがない。ただ、一言で何が最も印象的で素晴らしい経験だったかと言えば、この大会の準備を通じて、多くの素敵な日本における女性法曹・研究者の大先輩とお会いし、お知り合いになることができ、親しくさせていただいたことである。2003年大会がご縁でお知り合いになることができた女性の素敵な先輩から、昨今、はやりの「おもてなし」の心や、国際活動における心構え等を教えていただいたことは、楽しく、また、貴重な得難い経験となった。

国際会議に参加する醍醐味としてよく語られるのは、諸外国からの参加者と知り合い、その出会いがきっかけで、仕事上の、あるいは、プライベートでも親しい関係に発展することである。もちろん、私自身にもそのような経験はあり、特に、2003年大会の涉外家事紛争のセッションで一緒にスピーカーを務めたことから知り合ったオーストラリアの家族法弁護士とは、その後も交流が続き、同弁護士の計らいで、以前から関心があったオーストラリアの子ども代理人研修に参加させていただいたこともあった。しかし、私の場合、国際会議の準備や参加を通じて、

同じ日本の法曹や研究者、法務省の関係者等、多くの方たちと知り合い、親しくなれることは、とても貴重な経験であると感じている。普段、日本国内では、親しくお話する機会が得にくい方たちであっても、国際会議の準備という共通目的や、国際会議への日本からの参加という共通の立場から、交流させていただく機会をいただけるのは、間違いなく国際会議の魅力である。

さて、2003年東京大会の時には、弁護士になって14年目だった私も、その後、日本女性法律家協会の副会長を務めさせていただき、また、ローエイシアの家族法及び家族の権利委員会の日本代表に就任した。この間、日本弁護士連合会の国際室長であった2007年には、ローエイシア「スポーツ法シンポジウム」の東京での開催があり、実行委員会事務局長として企画準備運営に関わった。さらに、昨年2014年には、札幌で、ローエイシア「第5回家族法と子どもの権利に関する国際会議」が開催され、私は実行委員会委員長として企画準備運営に関わらせていただいた。今年11月にシドニーで開催されるローエイシア大会で、2017年東京大会の開催が承認されれば、今から2年後に東京でローエイシア年次大会が開催されることになるが、東京でのローエイシア年次大会の開催は、2003年以降、実に14年ぶりとなり、大変に楽しみである。

2017年東京大会には、ぜひ、日本全国の多くの弁護士に、積極的に企画準備段階から関わっていただきたい。貴重で得難い経験になることは間違いない。国際会議は、参加者として受け身で参加するより、運営側に関わる方が10倍楽しい。そして、そのような機会は、実は、それほど多くない。前回のローエイシア東京大会が2003年、今回、2017年に東京で開催されることになれば、前回から14年後である。次にローエイシア年次大会が日本で開かれるのは何年後になるかわからない。2017年大会に、どのような形でも良いので、企画準備運営に関われば、その経験が、必ずや、新たな分野や問題に関心を持ち、国内外で新たな出会いをもたらし、親交を深め、国際

的な視野と理解を深め、関心と活動・業務の幅を、今後10年、15年、20年にわたって広げていく契機となるだろう。

2003年大会の時に比べれば、弁護士の国際活動は明らかに広がっている。渉外事務所の弁護士だけでなく、日本全国の弁護士が、外国人が関わる家事事件や刑事事件、労働事件、入管事件など、渉外的な事件を扱うようになってきた。アジア地域で企業活動を展開する中小企業への法的支援、渉外的な離婚事件や認知請求事件、人身取引被害者の救済、そして、近年では、国境を越えた子の連れ去りに関するハーグ条約の実務等の分野で、日本の法曹がアジア太平洋地域における他国の法制度や実務に関する知識を求められ、他国の法律家と連携協力し、経験を共有する必要はより高まっている。

ローエイシアの活動の重要な柱の1つである家族法と子どもの権利の分野では、国際的な子の連れ去りに関するハーグ条約の締結が、アジア太平洋地域でも、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー、香港、マカオ、スリランカ、タイ、シンガポール、韓国、日本へと広がり、現在、フィリピンが締結に向けて準備中である。2012年には、国際的な子の連れ去りに関するハーグ条約のほか、国際養子縁組条約、子ども保護条約、扶養料回収条約等、子どもの権利に関する重要な条約を起草採択したハーグ国際私法会議のアジア太平洋事務所が香港に開設され、地域レベルでの活動を活発に行っている。また、子どもの権利の分野では、2010年に、ASEANの女性と子どもの権利の保護促進に関する委員会が創設され、また、2015年、アジア太平洋地域の各国で子どもの権利条約に関する活動を行っているNGOが地域レベルで連携を図ることを目指したキックオフ会議がカンボジアで開かれる等、アジア太平洋地域レベルでの活動が広がっている。

2017年大会の成功に向けて、日本国内で準備に関わられる多くの方たちと一緒に、様々なアイデアを出し、企画を練り、汗を流すという貴重な経験を共有させていただくことが今から楽しみである。

## 2003年大会を契機に国際的な活動へ



弁護士／JICA国際協力専門員  
磯井美葉

2003年のローエイシアは、私が初めて参加した本格的な法律分野の国際会議であった。弁護士になって3年半で、日弁連から若手弁護士への補助を頂いた記憶がある。

あちこちの部屋で多くのセッションが同時に開催される方式も当時の私には新鮮であった。動かさない期日や打ち合わせの合間を縫って、できるだけ多くのセッションに参加した。

渉外事件を扱っているわけでもなく、留学経験があるわけでもなかったのに、どんなふうに振る舞えばいいのか、うまくコミュニケーションできるかなど、はじめは心細かったが、セッションには、各種の人権や社会問題にまつわるもの、若手弁護士をはじめとする弁護士業務に関するものなど、自分なりの関心を持って参加できそうなものがたくさんあった。また、参加者は皆、お互いにできるだけ多くの人と知り合って情報交換し、ネットワークを作りたいと考えているので、目が合うと自然に名刺交換が始まる。参加したセッションの感想や今後の予定を聞き合ったり、普段扱っている業務を紹介し合ったり、はたまた東京観光のお勧めを聞かれたりと、話題に困ることはなかった。

レセプションや食事会にも出席した。たまたま同じテーブルになったマレーシアの弁護士や裁判官は、法曹としても大先輩であったが、弁護士会で取り組んでいる障害者支援の話などフレンドリーに紹介して下さいたことを今でも覚えている。

セッションでもっとも印象深かったのは、日本女性法律家協会が主催した「司法におけるジェンダーバイアス」というティーセッションである。それまで、もちろん女性差別は困ると思っていたが、自分

で実感することは少なく、修習生や新規登録弁護士にも女性が増えているし、今さら女性が集まって何をすればいいのか、ぐらいに思っていた。ところが、セッションでは、日本だけではなく各国で、まだまだジェンダーバイアスといえる事例があることが紹介されていた。しかも、普段、弁護士会の委員会などでは、圧倒的に男性多数の中において、それが嫌だったわけではないが、セッションには多くの女性法曹が参加しており、リラックスした雰囲気がとても新鮮であった。(そのころ「女子会」という表現はなかったが、当時の気持ちは、「女子会って楽しい!」というのに近かったと思う。) 普段の仕事の苦労も、時間のやりくりや仕事の服装も含め、話し始めると、国を問わずお互いにどんどん出てくるのである。

その後、私は、日弁連の国際交流委員会の活動にも参加し、2006年からはJICAの法整備支援プロジェクトで2年間モンゴルに、2013年にはカンボジアに1年間赴任し、現在は、東京をベースにJICA本部のアドバイザーとして、途上国に対する法整備支援を専業にしている。各国で、制度やその背景に意外な差異があることに驚いたり、目指す大きな目標に共感したり、意義深い経験をさせて頂いている。多国籍の国際会議にもときどき参加する機会を頂くようになったが、同じ法曹というバックグラウンドを持つ海外の人と交流する楽しみを痛感するきっかけとなった2003年の東京大会のことは、特によく覚えている。

ローエイシアは、特にアジア・太平洋地域が中心で、参加国も身近に感じられるし、テーマも幅広いので、参加しやすいと思う。ぜひ、この楽しみを皆さんにも体験してみたい。

## 我が国の製造業の将来



日本ローエイシア友好協会常任理事  
ローエイシアビジネス法部元部長  
鈴木 正 貢

去年のローエイシア・ニューズレター30号では、我が国の製造業を維持発展させるために如何なる努力をしているかを概観してみた。問題はそこで採り上げた各種対応策が今後も維持されていくのかどうかという点である。

第一に製造コストの削減策として部品の現地調達率を高めている建設機械製造業者K社の例を述べたが、近時の円安を受けて部品調達の現地化よりも、国内生産車両用の部品調達先を海外から国内に移管したホンダ及び日産自動車の例が報じられている。しかし日産自動車でもメキシコで生産する車両については、二次サプライヤー以下の現地調達率を2016年度には90パーセントまで引き上げる予定とのことである。

他の日本の自動車メーカー各社も海外で生産した新型車については、円安が進んでも国内生産にシフトするのではなく、完成車の輸入によって国内で販売する車の品ぞろえを拡充するとのことである。

鉄道部品メーカーであるナブテスコは、鉄道用ドアの開閉を制御する基幹部品は日本国内で生産するが他の部品は現地調達し中国のブレーキ工場ではドアを組み立て生産し、北京地下鉄に納入する。

日本を代表する電子部品メーカー六社（村田製作所、TDK、京セラ、日本電産、アルプス電気、日

本電工）の去年9月期の電子部品の受注総額は、過去最高を更新したとのことであるが、日本国内で生産された部品と海外で生産された部品の割合や海外で生産することが製造コストの削減に寄与しているか否かについては不明である。

しかし、中国のレノボがNECと合併で設立した日本法人が、日本で「レノボ」ブランドのパソコンを生産することになったことから推定できる様に、日本でのパソコンの生産は、割高な人件費という面はあるものの「納期の短縮」「生産性の向上」「品質改善」「販売増」「NECブランドとの部品の共通化」等のメリットがある為、少なくとも電子部品の現地調達のメリットを上廻るものがあると思われる。

次にトラックのメーカーである日野自動車が、部品の現地調達率の引き上げに加え、エンジンなど主要部品を製造する為の部品を共通化して、トラックの開発や生産性を効率化し、製造コストの2割削減を目指す旨報じられている。

少量多品種生産でもロスをなくし、大量生産と同じ効率を出せるプロジェクト「インダストリー4.0」も製造コストの削減効果をもたらすものと思われる。特にインターネットで世界中の工場をつなぐことが可能となる為中小製造業や新興国のベンチャー企業も製造業の世界に参入できることとなる。

自動車や電機など大手製造業を中心に普及している産業用ロボットは、製造工場の省人化・製造コストの削減策の最たるものであるが、中小製造業者による導入は進んでいない。そこで経済産業省は、2015年度から生産ライン向けだけでなく、倉庫での製品搬送や調理補助向けなど幅広い用途の産業用ロボット導入の補助事業を始めることとなった。

他方大手製造業である航空機機体メーカーの富士重工業、三菱重工業及び川崎重工業は、主要取引先の米ボーイング社から機体の増産と製造コスト低減の両方を求められ、早急に産業用ロボットの導入と生産の自動化を進めることとなった。航空機用部品のメーカーである三菱重工業の協力会社（約10社）が共同でエンジン部品の新工場を建設し部品の一貫生産体制に持って行った件は既に述べているが、同様のケースとして、本年4月にパナソニックが、従来事業部門ごとに分散して部品や資材を調達していたものを、汎用品の調達については一本化しその為に新会社を設立したことが報じられている。この共同調達により製造コストの削減に大いに寄与することとなる。

第二は新技術・新製品の研究開発による対応についてである。

まず3Dプリンターに関連しては、次世代3D積層造形技術総合開発機構（TRAFAM）が金属3Dプリンターの造形条件などを検証するための要素技術研究機を完成させたことが報じられている。これによって、自動車や航空機に使われる金属の造形条件などを検証することができるようになる。2018年度末の完成を目標に開発が進められている世界最高性能の次世代造形装置開発プロジェクトと一環した研究活動である。

次にモノのインターネット（IOT）と言う情報通信技術を使ってNECが構築支援に乗り出した「スマートファクトリー」構想について述べてみよう。

NECが提唱するスマートファクトリーは、ドイ

ツが先鞭をつけた「インダストリー4.0」と同様な発想で業界内の他社の工場を丸ごと「見える化」して工場経営の効率化を図ろうとするものである。具体的には、工場内の制御システムや工場間や部材・部品メーカー、販売店や顧客とも情報を共有することで商品の需要変動や複雑な状況変化に即応できる体制作りを支援するものである。

新製品・新規事業の面では、キャノンがこれまでのカメラ事業の他に米国において遺伝子診断装置とレアメタルの回収を視野に入れたリサイクル事業を立ち上げたことを触れなければならない。それに集積回路や半導体メーカーであるロームが子会社のクリーンルーム内に植物工場を設置し野菜や果物を生産し農業ビジネスに参入したことが報じられているが、その他にも東芝、パナソニック、富士通、シャープなどの電機メーカーが農業ビジネスに相次ぎ参入している様である。

製造技術の研究開発の成果は通常特許と言う形で成就する。トヨタ自動車は半世紀近くかけて究極のエコカーである燃料電池車の研究開発を行い審査中のものを含め約5,680件の関連特許を有するまでになった。そのトヨタ自動車が、米国のラスベガスで開催された世界最大の家電見本市において、その保有する関連特許の全てを無償で公開すると表明したと言う信じられないニュースが報じられた。報じられたところによると、トヨタ自動車はこれまでエコカーの看板であるハイブリッド車（HV）のコア技術の特許で守り、他社を寄せ付けない強さを持っていた為、HV車は日本以外ではほとんど普及していない。ライバルが参戦し台数が伸びない限りエコカーの市場そのものが作れないし、燃料電池車が少ないと水素ステーションの様なインフラ整備も進まない。そこでエコカー市場の早期普及の要となるインフラ整備の原動力とする為、トヨタ自動車は異例の特許公開に踏み切った様である。

## フランスにおける氏の男女平等



上智大学准教授／家族法部会会員

羽生 香 織

日本での夫婦の氏に関する議論は、婚姻する男女間で氏の男女平等を実現することに向けられている。新聞報道によると、2015年2月18日、最高裁判所第三小法廷は、夫婦同氏の原則を定める民法750条が憲法に反するとして国家賠償等を求める訴訟について、その審理を大法廷に回付した。同条について、最高裁が初の憲法判断を示すとみられ、注目されている。

他方、フランスでの夫婦の氏に関する議論は、子への氏の承継に関する男女平等という観点から論じられた。その前提として、1794年8月23日のデクレは氏不変の原則を確立した。婚姻は、夫婦の氏に何ら影響を及ぼさない。夫婦別氏である。夫婦間に子が産まれると、その子（嫡出子）は父の氏を取得することが慣習として行われてきた。母の氏を子（嫡出子）に承継し得ないという問題は、2002年法と2003年法により解決された。その結果、2005年1月1日から、両親は、子に付与する氏（nom de famille, 家族の氏）を、父の氏・母の氏・父の氏と母の氏を連結した氏（double nom, 二重氏）のうちいずれかを選択することができる。子への氏の承継に関する男女平等が実現した背景には、家族・夫婦・親子の概念の多様化がある。

これらの概念の多様化は、2013年法で「あらゆる者のための婚姻（mariage pour tous）」が認められたことにも現れている。同法は、「婚姻は、異性または同性の2人の当事者間で締結される（C.C.art.143）」として、法的に初めて婚姻を定義し、同性婚を承認した。のみならず、同法は、婚姻当事

者間の氏の扱いに関して、法的に初めて直接的な規定を設けた点も意義深い。

実のところ、民法典には、婚姻による当事者の氏に関する直接的な規定は存在しなかった。氏不変の原則が大前提であり、出生時に付与された〔固有の〕氏（nom de famille）が不変であることを明文で規定するまでもないからだ。しかし、慣習上、既婚女性の特権として、妻は夫の氏を使用する権利を取得すると解されていた。実際に、日常生活や職業上、妻は夫の氏を称する場合が多く、これを「使用の氏（nom d'usage）」という。1893年法は、離婚・別居の際に妻は夫の氏の使用権を喪失するとして、使用の氏に関する間接的な規定を設けた。その後いくつかの法改正を経て、2013年法は、「婚姻当事者はそれぞれ、使用の資格で（à titre d'usage）、配偶者の氏を固有の氏に代え（substitution, 取替え）、または固有の氏に任意の順で付加して（adjonction, 付加）、使用することができる（C.C.art.225-1）」と定め、慣習上認められてきた使用の氏を明文化した。異性婚であろうと同性婚であろうと、婚姻当事者の一方は他方の氏を使用することができる。

従来の異性婚において、夫は妻の氏を使用する権利があるのか、夫は妻による夫の氏の使用を拒否できるのが問題となっていた。2013年法は、当事者の自由な意思で使用の氏を称することができ、何人もそれを妨げることはできないことを明示した。これらの点で、婚姻当事者間における氏の男女平等を実現したと評価することができよう。

## 会員総会・理事会

日本ローエイシア友好協会（会長・原田明夫）の理事会及び第45回定時会員総会が、去る5月20日午後1時30分より、東京都千代田区霞が関の法曹会館において同時開催された。（出席理事及び会員18名）

同理事会及び会員総会では、下記第1号議案から第3号議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認可決された。

第4号議案以下の議案については、各担当理事より報告ならびに説明がなされた。

- (1) 平成26年度事業報告及び収支決算案承認の件
- (2) 平成27年度事業計画及び収支予算案承認の件
- (3) 役員補充の件

氏本厚司氏（最高裁判所事務総局秘書課長）

神村昌通氏（法務省大臣官房秘書課長）

山下輝年氏（国連アジア極東犯罪防止研修所長）

田中浩三氏（弁護士）

芝池俊輝氏（弁護士）

- (4) ローエイシア執行委員会報告の件
- (5) ローエイシア第28回シドニー大会（本年11月6日～9日）他、本部活動への参加協力の件
- (6) ローエイシア東京大会（2017年）開催準備の件
- (7) 家族法部会の活動の件
- (8) ニューズレター発行の件



〈理事会・定時会員総会の模様（5月20日、於 法曹会館）〉

## ローエイシア大会

●第28回ローエイシア年次大会

2015年11月6日～9日、於 シドニー

lawasia@lawasia.asn.au

## 会員の状況

（平成27年3月31日現在）

個人 A 会員	128	
個人 B 会員	72	
法人 A 会員	5	
法人 B 会員	14	（計 219）

☆会員の区分について☆

個人 A 会員（当協会及びLAWASIA両方の会員資格）  
年会費 15,000円

個人 B 会員（当協会会員資格）  
年会費 5,000円

法人 A 会員（法人 B 会員のサービスの他、LAWASIA  
ビジネス法部会会員）  
年会費 45,000円

法人 B 会員（個人 A 会員と同じサービスも受けられる）  
年会費 33,000円

※個人会員、法人会員とも、B 会員から A 会員への変更は、事務局へご連絡下さい。

## 【日本ローエイシア友好協会役員】

（平成27年5月20日現在）

顧問	安倍嘉人	元東京高等裁判所長官 弁護士
	小野昌延	前日本法律家協会会長
	千種秀夫	早稲田大学名誉教授
	土井輝生	弁護士
	長島安治	元京都大学法学研究科教授
	中川英彦	元最高裁判所長官
	三好達男	弁護士
	柳田幸重	九州大学名誉教授
会長	原田明夫	元検事総長・弁護士
副会長	小杉丈夫	弁護士
	石川正	弁護士
	鈴木五十三	弁護士
常任理事	小原正敏	弁護士
	鈴木正貢	弁護士
	熊倉禎男	弁護士
	内田晴康	弁護士
	堀裕	弁護士
	姫野春一	事務局長
理事	氏本厚司	最高裁判所事務総局秘書課長
	神村昌通	法務省大臣官房秘書課長
	山下輝年	国連アジア極東犯罪防止研修所長
	相原佳子	弁護士
	市毛由美子	弁護士
	大谷美紀子	弁護士
	川村明	弁護士
	小泉淑子	弁護士
	澤井英久	弁護士
	芝池俊輝	弁護士
	高谷知佐子	弁護士
	田中浩三	日本弁護士連合会副会長
	畑口紘	弁護士
	松崎隆	弁護士
	森伊津子	弁護士
	森島昭夫	名古屋大学名誉教授
	吉田和彦	弁護士
	若菜允子	弁護士
	若林昌子	家庭問題情報センター
監事	青山善充	東京大学名誉教授

## 編集後記

早や新秋の候となり、ローエイシア年次大会（シドニー）開催も近くなりました。

そのためか、年次大会参加申込みに際し登録料をめぐって、大会事務局より、当協会 A 会員にもかかわらず、本部非会員料金（割高）扱いとなる旨の連絡を受けた、との問い合わせに今回も接した。この件、本部事務総長 Janet Neville 氏へ事情説明し、本部会員扱いであるとの明快な回答を得ておりますので、A 会員の方はどうぞ会員料金でご登録下さい。（Vol.28 本欄 Q&A ご参照）

当協会会員の皆様のためにも、鈴木 LAWASIA 会長の下、本部の事務処理を徹底して欲しいと願うばかりです。

（事務局長・姫野春一）

## 日本ローエイシア友好協会

東京都中央区八丁堀3-25-10 ☎104-0032  
JR八丁堀ビル3階 一般社団法人 国際商事法研究所内  
TEL 03 (3553) 6838 FAX 03 (3555) 1545

E-mail : lawasia@ibltokyo.jp